

平成22年度 合法木材供給事業者認定団体研修(2010年8月19日)

輸出国の取組と輸入材の合法性の証明

輸出国調査を踏まえた 東アジア輸出国の取組み



内容

- ロシア材の合法性証明の動向
- 東南アジア材の合法性証明の動向
 - マレーシア、ベトナム
- EUなど国際社会の動向
- まとめ ~ 合法木材への期待と要望



口材の合法性証明の現状

- 第三者機関による認証
 - FSCによる認証林(シベリア、極東のみ)
 - ◆ 540万ha(2010年1月)。2010年7月、更に260万haが認証取得
 - ◆ 認証プロセス中を含めると、約1,000万ha。十分な供給体制
 - SGS社が運営する合法木材検証システム(VLTP)
 - ◆ 現在ではCoC1社のみ。その他は失効
- 一地方の業界団体による認定
 - 極東木材輸出協会(DEL)による団体認定企業
 - ◆ 11社(2010年8月)(JLIA)



口材の合法性証明の課題

1. シベリア、極東地域で拡大するFSC認証材を、地方・州政府、業界団体の支援の下、輸出書類上へ反映
2. 極東木材輸出協会(DEL)の団体認定に、伐採地まで遡及できる書類管理機能を追加
また、地方主体の林政の開始という現状を考慮に入れた上で；
3. 植物検疫証明書と伐採申請書を関連付け、地方・州の連邦出先機関と連携し輸出書類へ反映
4. 地方・州の優先投資プロジェクトにおいて合法性証明を確保



マ材の合法性証明の動向

- 通関前に、政府部内の森林部局ないし、その外局(サラワク州の場合STIDC、サバ州・半島マレーシアの場合森林局ないしMTIB)が、物品ごとにリストと、現物のラベリングを検査し、関係部局の担当者が許可書の裏面にサインをしたうえで輸出許可。船積みに添付されている、輸出許可書の裏面のサインを確認すれば、それが合法性確認書類となる(問32-11)*。
- **80%以上**が合法木材(JLIA調べ)

* 全木連(2008). 木材・木材製品の合法性持続可能性の証明のためのガイドラインに関連したQ&A.



マ材の合法性証明の動向

- TLASとして認められる管理システムは、永久林(PFE)内で、半島部の森林管理区と、サバ州の総合伐採計画(CHP)によって管理されている森林管理区のみ。伐採前インベントリー、許容伐採量、実際の伐採量に関して、最高水準の量的な管理・運用がなされている(EFF, 2009)。
- (天然林伐採管理)制度として、半島部、サバ州のトレーサビリティシステムは切り株まで対応。サラワク州は最小林班までのみ対応。



マ材の合法性証明の動向

- 森林認証林の現状
 - サラワク州(1 / MTCS)
 - サバ州(1 / PEFC , 2 / FSC)
 - 半島部(6 / PEFC , 2 / MTCS , 2 / FSC)
- サラワク州：T社がFSC認証取得に向けて取組みを。
- サバ州：全FMUに2014年までに森林認証の取得を義務付け。総認証林面積は200万haに。



木材の合法性証明の課題

1. 合法性証明はほぼ達成。
2. しかし「合法性」のみでは、森林開発 / 農地転換を抑制する効果はゼロ。むしろ森林減少促進？
 - FRA2010によれば、森林減少の主な原因は熱帯林の農業用地や多用途への転換。過去10年で年平均130万haが減少。
3. 次の目標は持続可能性。早急に着手する必要あり



ベ材の合法性証明の動向

- 木材輸出入：ベトナムで加工されている木材の8割は輸入。残る2割は植林木300万m³、天然木50万m³。また加工された木材の9割は輸入。輸入先は米国、EU、日本など。
- ベ国内の木材流通を管理する包括的なトレーサビリティシステム(イ・マのような)はなく、各規定に基づき丁寧に書類を揃える必要あり。
 - 例えば、山側では(i)正式な森林利用権取得、利用料支払、(ii)政府による森林管理保護生産運営計画の承認、(iii)伐採後の再植林義務の遵守などの確認

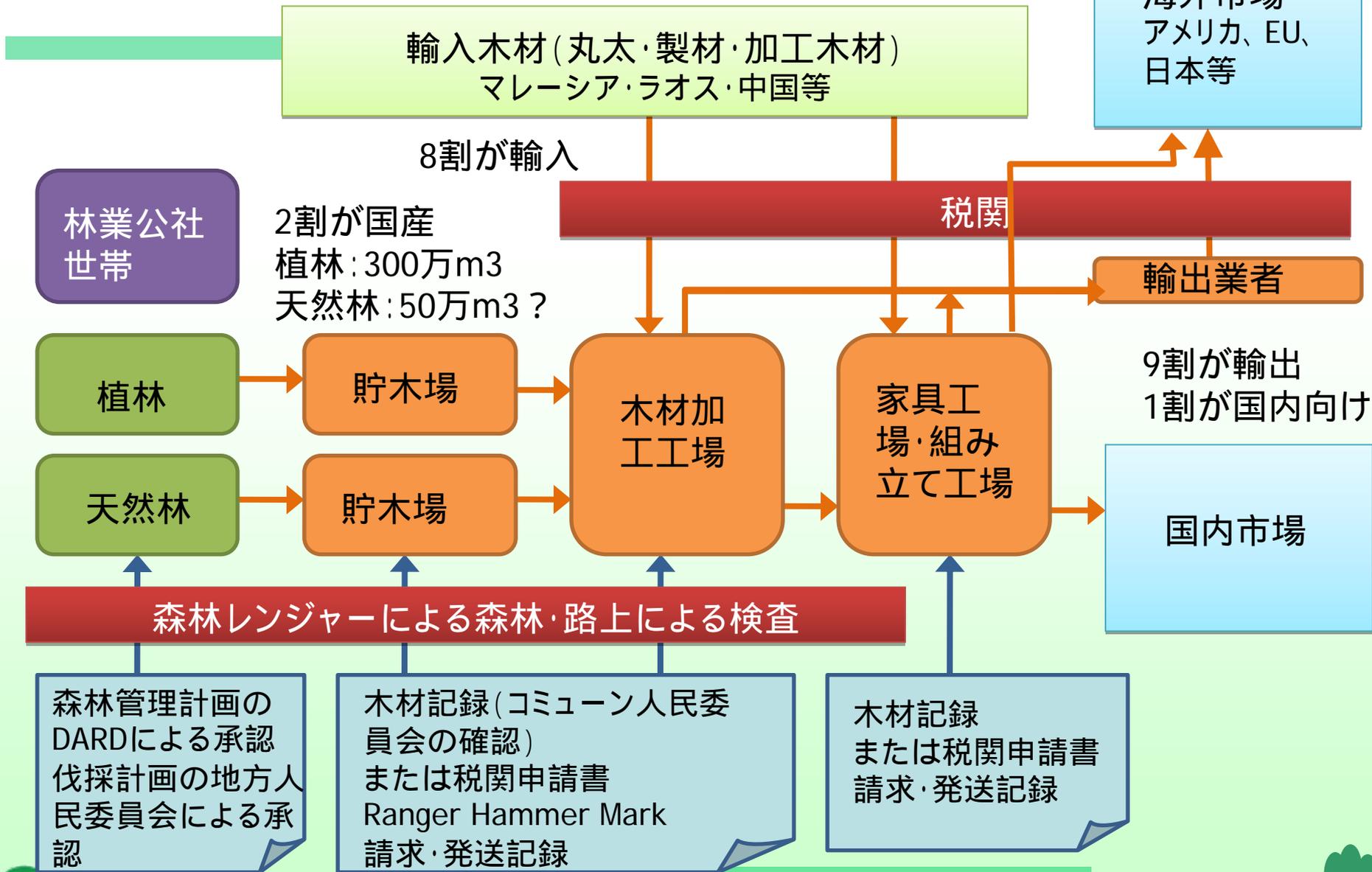


木材の合法性証明の動向

- 輸入材の規制は、実質的にワシントン条約 (CITES) 付属書リストに掲載された樹種のみ
- 違法伐採：2005年に供給された木材は合計340万 m³で、65万m³が合法的な木材生産、260万m³は記録のある合法的な輸入業者、そして15万m³は不明な供給元からの供給(GFD. 2010)。また2005年から2009年までの間に、41,008件の違法伐採が報告(25,396ha)。
- 森林認証：FSC認証取得数は193件(うち1件のみFM認証で他はCoC認証)



ベトナムにおける木材の流れ



ベ材の合法性証明の課題

1. ベトナム材取扱量は大量ではないが「はじめの
一歩」である合法性証明、早急に取得する必要
あり。
2. ラオスなど周辺諸国からの密輸材流入リスクが
高く、調達リスクは高い。



EUなど国際社会の動向

- EU-FLEGT-VPAはイ・マに加え、ベトナム、ラオス、カンボジア、中国等にも拡大。
 - “木材・木材製品供給者の責任”法案が2010年7月7日、欧州議会で承認。
- 米国レイシー法の対象製品は、HSコード44類(木材)、47類(木材パルプ)、48類(紙類)、そして94類(家具等)。2010年9月からリスト化した製品すべてが対象に。
 - 学名、輸入額、総量、伐採国名の記入。またリサイクル品を含む紙や板紙製品は、樹種名や伐採国名の代わりにリサイクル材の平均含有率。



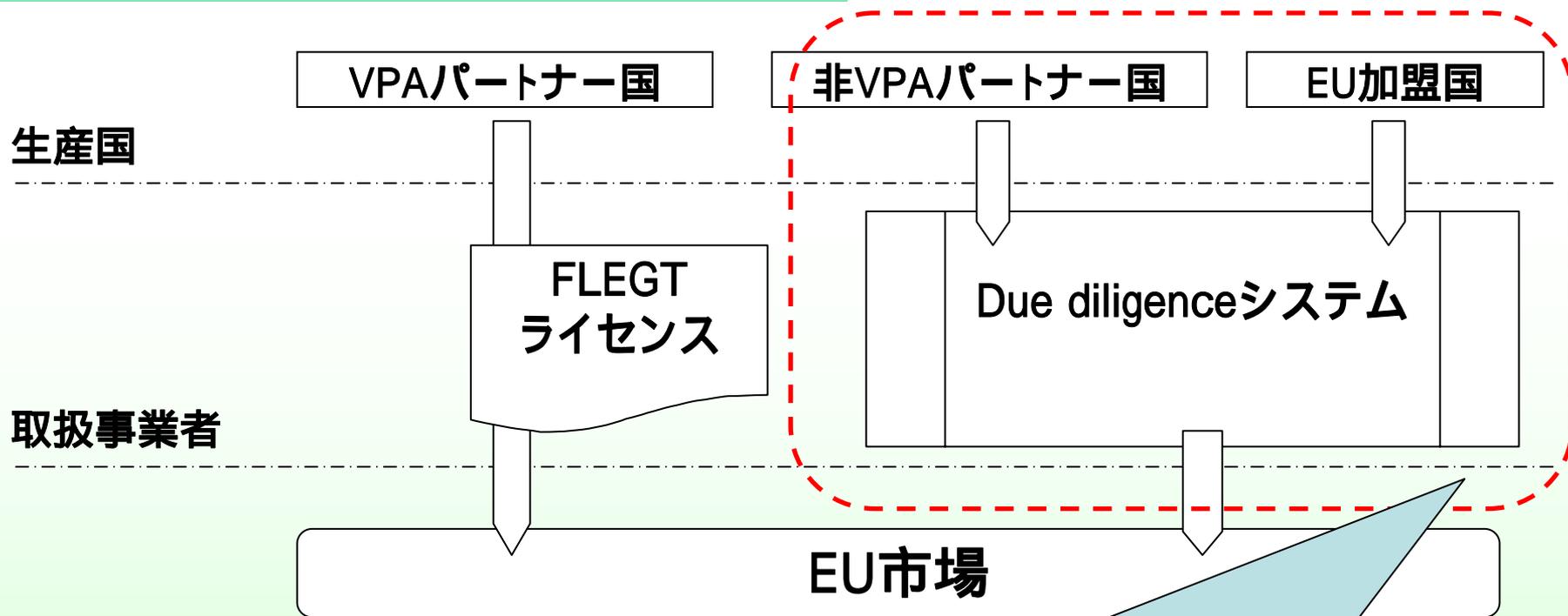
EU-FLEGT交渉の進捗

国名	状態	FLEGTライセンス発行予定
ガーナ	VPA締結（2008年9月）	2010年12月
コンゴ	VPA締結（2009年5月）	2011年6月
カメルーン	VPA締結（2010年5月）	2011年12月
インドネシア、マレーシア リベリア	交渉中	
中央アフリカ共和国、ガボン、 ベトナム	事前交渉中	
中国	作業計画検討中	
コンゴ民主共和国、ガイアナ	事前交渉準備中	

出所：Falconer, J. (2010) *EU FLEGT Update*.



デューディリジェンス (Due diligence)



(i)取引(貿易)名、(ii)製品名、(iii)樹種の学名、(iv)伐採国とコンセッ
 ション名、(v)数量,重量、(vi)生産者名と住所、(vii)輸入者名と住所、
 (viii)合法性を証明する情報・書類、などが求められる。



EUなど国際社会の動向

EU-FLEGT-VPA

米国
レイシー法

日本の
水際対策は？



まとめ

- 合法木材普及活動の「はじめの一步」である「合法性」は満たした地域も。
- しかし、合法性を認めただけに、逆に森林開発 / 農地転換を助長する傾向も見られる。
- 国際社会からの期待値も高まっており、次の目標である「持続可能性」への取り組みを強く期待する。





ご清聴、ありがとうございました。

www.foejapan.org

www.fairwood.jp

mishiba@foejapan.org